施策名	1-1-1　人権教育・啓発の推進
施策がめざす三原市の姿	人権問題に対する理解と認識が深まり，市民一人ひとりの人権が尊重され，誰もが生き生きと生活できている。

1　現状と課題

A	国際化，情報化，少子・高齢化などの社会構造の変化に伴い，人権に関する様々な問題が発生しています。また，インターネット上やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）における無秩序な情報の氾濫は，差別事象や犯罪被害の背景となっています。
B	時代の変化に対応した人権研修会や講演会等を開催し，継続的に人権教育・啓発事業に取り組むことが必要です。
C	市民の人権に対する意識が高まる中，様々な問題の解決に向け，相談業務等の充実を図ることが必要です。
D	
E	

2　基本方針

A	一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会を実現し，それぞれの個性や能力を活かして自己実現が達成できる社会づくりに取り組みます。
B	各種人権講演会や研修会の開催，人権啓発指導員の派遣，人権擁護機関との連携などを通じて，人権教育・啓発を進めます。
C	相談しやすい窓口づくりとともに，人権相談員の能力向上に努めます。
D	地域交流事業を通じた地域に根ざした人権啓発を進めるため，人権文化センターの拠点機能の充実を図ります。
E	

3　達成度を測る指標

指標名	初期値	直近の現状値	H31目標値
（1）人権施策に対する市民満足度	10.3% （H25年度）	13.3% （H30年度）	上昇
（2）人権学習・研修会（市主催・講師派遣）の年間受講者数	1,443人 （H25年度）	1,450人 （H29年度）	1,960人 （市主催：760人　講師派遣：1,200人）
（3）人権学習・研修会（市主催・講師派遣）に参加し，人権問題に対する理解が深まった受講者の割合	89.7% （H28年度）	95.0% （H30年度）	上昇
（4）			
（5）			

4　目標達成のための主な取組（予算事項）　　5　目標達成のための取組のうち主な個別事業

番号	予算事項名	事業概要	個別事業名
①	人権啓発事業	人権に関する啓発・広報活動を実施する。	人権講演会等開催事業 人権啓発指導員による出前講座実施事業 人権の花運動実施事業
②	人権相談事業	人権相談を実施して，相談者の問題解決を図る。	人権相談事業
③	人権文化センター地域交流事業	教養事業や文化事業を開催して地域住民と交流や親睦を通じ，地域に根ざした人権啓発に取り組む。	地域交流事業 地域福祉事業
④			
⑤			

やっさだるマンの ワンポイント解説

事業名：人権啓発事業

Q1　この仕事は，誰のために，何をするのですか？

市民一人ひとりが人権の意義や重要性に対して，正しい知識を学んで理解を深めてもらうため，講演会や出前講座などを行います。

Q2　この仕事に，私たちの税金がどのように使われていますか？

講演会の講師料，出前講座の講師をする人権啓発指導員の人件費，人権擁護委員への補助等として使用します。

Q3　この仕事が行われることによるメリットは？

講演会や出前講座を通じて，市民一人ひとりの人権問題に関する意識を高め，理解を深めていくことで，互いの人権を尊重し合い，だれもがいきいきと暮らすことができます。

Q4　この仕事はいつから始まり，また，見直しなどを行いましたか？

昭和 57 年度に実施した「三原市民の同和問題についての意識調査」の結果から，同和地区に対する差別意識が根強く存在していることが明らかであったため，昭和 58 年度から啓発計画を策定して啓発を進めてきました。

事業番号⑦

平成31年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	人権啓発事業	事業開始年度	昭和５８年度
上位施策事業名	１－１－１　人権教育・啓発の推進	担当局・部名	生活環境部
根拠法令等	部落差別解消推進法，三原市人権啓発指導員設置要綱	担当課･係名	人権推進課人権推進係
事務区分	■自治事務　　□法定受託事務	作成責任者	平木
実施の背景	「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV･ハンセン病疾患等」をはじめとする様々な人権問題の解決に向けての取組が必要であり，高齢化･情報化等の社会構造の変化に伴う新たな人権問題への対応も必要となっている。		
目　的（何のために）	人権が尊重され，差別や偏見のない社会づくりを目指すため，市民一人ひとりに人権に関する正しい認識を持たせ，理解を深める。		

事業概要

対　象（誰・何を対象に）	市内に在住・在勤・在学している１０人以上で構成された団体・グループなど，企業	対象者数（全住民に対する割合）	93,653 人（ 100 % ）
実施方法	■直接実施		
	□業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：　　）		
	□補助金〔直接・間接〕（補助先：　　実施主体：　　）		
	□貸付（貸付先：　　）□その他（　　）		

事業内容（手段、手法など）	事業費	活動指標
人権講演会（8回）	429千円	受講者数
人権啓発指導員による出前講座	3,081千円	開催件数・受講者数
人権の花運動（県受託事業）	95千円	学校数・参加児童数
尾道人権擁護委員協議会補助	359千円	委員数
三原市人権擁護委員会補助	345千円	委員数
インターネット・モニタリング（H31～）	87千円	
事務費	134千円	

関連事業（同一目的事業等）：

コスト

		31年度（予算）	30年度（決算見込み）	29年度（決算）	28年度（決算）
事業費	事業費合計	4,530 千円	4,622 千円	4,655 千円	5,154 千円
事業費	事業費内訳（平成30年度分）	・人権講演会等　527,692円（10回） 【講師謝金（264,862円）・手話通訳（12,350円）・舞台操作（51,400円）・委託料（199,080円）】 ・人権啓発指導員による出前講座　3,043,540円　【指導員報酬2人分（3,043,540円）】 ・人権の花運動　102,795円　【消耗品費（102,795円）】 ・尾道人権擁護委員協議会補助　362,800円 ・三原市人権擁護委員会補助　390,000円 ・事務費　194,926円　【教材用雑誌購入・資料作成等】		
人件費	担当正職員	0.67 人 4,020 千円	0.67 人 4,020 千円	0.67 人 4,020 千円	0.67 人 4,020 千円
人件費	臨時職員等	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円
人件費	人件費合計	0.67 人 4,020 千円	0.67 人 4,020 千円	0.67 人 4,020 千円	0.67 人 4,020 千円
	総事業費	8,550 千円	8,642 千円	8,675 千円	9,174 千円

財源内訳					
	国県支出金	94 千円	91 千円	91 千円	123 千円
	国県支出金の内容	県支出金（人権啓発活動委託金）			
	地方債	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	その他特財	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	その他特財の内容				
	一般財源	8,456 千円	8,551 千円	8,584 千円	9,051 千円
	財源合計	8,550 千円	8,642 千円	8,675 千円	9,174 千円

事業番号⑦

平成31年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	人権啓発事業	事業開始年度	昭和５８年度

事業実績		【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H30年度	H29年度	H28年度
	活動実績	講演会受講者数	人	462 / 700	637 / 600	774 / 500
		出前講座等開催件数	件	18 / 37	24 / 34	36 / 30
		出前講座等受講者数	人	474 / 1100	614 / 1000	798 / 900
		人権の花贈呈者数・学校数	人	258 4	227 4	306 4
		三原市人権擁護委員数	人	15 / 15	15 / 15	15 / 15
		尾道人権擁護委員協議会委員数	人	46 / 46	46 / 46	46 / 46
	単位当たりコスト	講演会・出前講座に係る経費 ／ 講演会・出前講座受講者数	円	3,815	2,763	2,405

事業成果						
	成果目標（指標設定理由等）	講座等への参加者の理解の深まり，市全体の人権に対する意識調査の結果を成果として捉えることで，人権が尊重された社会に近づいているかどうかを評価する。				
	成果（目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H30年度	H29年度	H28年度
		自分の人権が守られていると思う割合（人権問題市民意識調査）	%	－ / －	29.1 (H29) / 上昇	35.1 (H15) / 上昇
		人権施策に対する市民満足度（市民満足度調査）	%	13.3 (H30) / 上昇	9.9 (H28) / 上昇	10.0 (H25) / 上昇

事業の自己評価（今後の事業の方向性、課題等）	・人権擁護委員と連携して，学校訪問による人権の花運動事業を継続して行う。 ・講演会では，身近な人権問題をテーマにあげて，受講者数の増加と理解を深めることを図る。 ・企業への周知方法の変更により参加率が低下したため，周知方法の見直しが必要。（文書郵送→FAX） ・講演会，出前講座の市民への告知や勧誘の方法の見直しが必要。
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）	【人権講演会】福山市（6回），尾道市（2回），府中市（1回） 【講師派遣事業・出前講座】福山市，尾道市，府中市 【人権の花運動】福山市（21校），尾道市（4校），府中市（2校）
特記事項	

MEMO

やっさだるマンの ワンポイント解説

事業名：人権相談事業

Q1　この仕事は，誰のために，何をするのですか？

生活上の問題や人権に関する問題で悩んでいる市民の皆さんからの相談に応じて，アドバイスや指導を行っています。

Q2　この仕事に，私たちの税金がどのように使われていますか？

相談に対応する人権相談員の人件費です。

Q3　この仕事が行われることによるメリットは？

人権に関する問題は人権の種類も多く，プライバシーに係るものが多いため，どこに相談すればいいのかわからないまま問題を抱え込んでしまいます。相談窓口では，人権に関する問題を抱える市民の，個々の相談内容に応じて，関係機関と連携しながら，解決に導いたり，専門機関を案内するなど，相談者の不安や心配事を解消しています。

Q4　この仕事はいつから始まり，また，見直しなどを行いましたか？

昭和 48 年３月から隣保館（現人権文化センター）事業の各種相談活動として始まりました。平成 14 年度に配置人数，平成 20 年度に相談員の名称統一・配置人数の見直しを行っています。

事業番号⑧

平成31年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	人権相談事業	事業開始年度	昭和４７年度
上位施策事業名	１－１－１　人権教育・啓発の推進	担当局・部名	生活環境部
根拠法令等	部落差別解消推進法，三原市人権文化センター設置及び管理条例，三原市人権相談員設置要綱	担当課･係名	人権推進課人権推進係
事務区分	■自治事務　　□法定受託事務	作成責任者	平木
実施の背景	人権に関する問題で悩んでいる市民の相談に応じるため，相談事業を実施している。また，相談事業は，人権文化センター（旧隣保館）設置及び管理条例で示される基本事業の一つであり，必須事業となっており，事業に対して県から補助金が支出される。		
目　的 （何のために）	市民に対し，生活上の相談や人権に関わる相談に応じ，適切な助言指導を行う。		

事業概要

対　象 （誰・何を対象に）	市民	対象者数（全住民に対する割合）		
		93,653	人	（ 100 % ）
実施方法	■直接実施			
	□業務委託 又は □指定管理　（委託先又は指定管理者：　　）			
	□補助金〔直接・間接〕（補助先：　　実施主体：　　）			
	□貸付（貸付先：　　）□その他（　　）			
事業内容 （手段、手法など）	事業内容 ・人権問題に関する指導助言を行う。 ・市民の相談に応じ，問題解決を図る。 ・相談員の資質向上のため，研修やケース会議，庁内ネットワーク会議等に参加。			
関連事業 （同一目的事業等）				

コスト

		31年度（予算）	30年度（決算見込み）	29年度（決算）	28年度（決算）
事業費	事業費合計	9,882 千円	9,677 千円	9,700 千円	9,582 千円
事業費	事業費内訳 （平成30年度分）	人権相談員報酬（週5日，5人） 日額8,040円×1,204日-4,140円（3時間欠勤分）＝9,676,020円 ・人権推進課1人 ・人権文化センター1人 ・本郷人権文化センター2人 ・大和人権文化センター1人			

		31年度（予算）	30年度（決算見込み）	29年度（決算）	28年度（決算）
人件費	担当正職員	0.41 人　2,460 千円	0.41 人　2,460 千円	0.41 人　2,460 千円	0.41 人　2,460 千円
人件費	臨時職員等	人　千円	人　千円	人　千円	人　千円
人件費	人件費合計	0.41 人　2,460 千円	0.41 人　2,460 千円	0.41 人　2,460 千円	0.41 人　2,460 千円
	総事業費	12,342 千円	12,137 千円	12,160 千円	12,042 千円

財源内訳

	31年度（予算）	30年度（決算見込み）	29年度（決算）	28年度（決算）
国県支出金	3,904 千円	3,275 千円	3,139 千円	3,027 千円
国県支出金の内容	県支出金（隣保館運営費補助金）			
地方債	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
その他特財	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
その他特財の内容				
一般財源	8,438 千円	8,862 千円	9,021 千円	9,015 千円
財源合計	12,342 千円	12,137 千円	12,160 千円	12,042 千円

事業番号⑧

平成31年度

事業シート（概要説明書）

予算事業名	人権相談事業	事業開始年度	昭和４７年度

		【活動指標名】（実績値/目標値）	単位	H30年度	H29年度	H28年度
事業実績	活動実績	相談件数	件	1,132	1,381	1,434
		研修・会議参加（相談員１人当たり）	回	6	6	6
				／	／	／
				／	／	／
	単位当たりコスト	総事業費 ／ 相談件数	円	10,722	8,805	8,397

事業成果	成果目標（指標設定理由等）	本来，相談に応じ指導・助言したことにより，「市民が抱える人権に関する問題が，どれだけ解決につながったのか」を成果として捉えるべきであるが，その数値を把握するためには，相談者に追跡調査を実施する必要があるため，現実的には困難と考える。 よって，定期的に調査している市民満足度調査の結果を成果目標に設定。				
	成果（目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）	単位	H30年度	H29年度	H28年度
		相談による満足度（アンケート未実施）	%	－ ／ 80	－ ／ 80	－ ／ 80
		人権施策に対する市民満足度（市民満足度調査）	%	13.3 (H30) ／ 上昇	9.9 (H28) ／ 上昇	10.0 (H25) ／ 上昇
				／	／	／

事業の自己評価（今後の事業の方向性、課題等）	・人権相談員による人権相談を継続して行う。 ・人権相談員の資質向上のため，各種研修会の受講や定期的なケース会議による情報共有等の取組をする。
比較参考値（他自治体での類似事業の例など）	・尾道市 人権相談員　　週5日 3人（ 3施設各1人） ※各施設の館長も相談業務を兼務（各1人） ・福山市 コミュニティ主事　週5日42人（14施設各3人） ※施設管理・運営業務の中で相談業務を含む ・府中市 0人（人権擁護委員による人権相談のみ）
特記事項	窓口での相談以外の業務 ・周辺地域巡回業務（地域で生活，健康等に不安を抱えている人に，定期的に自宅訪問や電話連絡をして，近況確認等を行う。） ・人権文化センター業務（運営・管理）の補助。

人権擁護委員

あなたの街の相談パートナー

人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

この冊子には，音声コードが印刷されています。
専用の読み上げ装置で読み取ると，
音声で聞くことができます。

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

人権擁護委員とは？・・・・・

人権擁護委員は,「人権擁護委員法」に基づいて,その職務を行います。この制度は,民間の人の協力の下に,官民一体となって人権を擁護する活動を行うのが望ましいとの観点から設けられたもので,諸外国にも例を見ないものです。

現在,約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村(東京都においては区を含む。以下同じ。)に配置され,積極的な活動を行っています。

人権とは？

人間が人間らしく生きていく権利で,全ての人が生まれながらにして持っている権利です。人権は日本国憲法で,全ての国民に保障されています。互いに相手を思いやり,自分の人権も相手の人権も大切に守りながら,共に幸せに暮らせる社会を築いていきましょう。

人権擁護委員は国の機関と連携して活動しています

法務省の人権擁護機関の構成図　平成26年9月1日現在

- 法務省(人権擁護局)
  - 地方法務局(人権擁護課)
    法務局所在地以外の府県庁所在地
    (ほか北海道の函館・旭川・釧路)42か所
  - 法務局(人権擁護部)
    東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所
  - 支局(262か所)

人権擁護委員は,人権擁護委員協議会を組織し,協議会ごとに様々な啓発活動を企画し,実施することで,人権尊重の大切さを呼び掛けています。

人権擁護委員の組織体
(委員相互の連絡・調整,研究,意見交換など)

- 全国人権擁護委員連合会
- ブロック人権擁護委員連合会(8か所)
- 都道府県人権擁護委員連合会(50か所)
- 人権擁護委員協議会(315か所)

人権擁護委員
全国市町村に約14,000名

人権擁護委員は,地域に密着した活動を行っています。

たとえば,こんな方々…

人権擁護委員Aさん

経歴 小学校勤務を経て,校長で退職。趣味は囲碁とテニス。

人権擁護委員Bさん

経歴 市の電話相談員を経て,民生委員を20年務める。元会社員。

人権擁護委員Cさん

経歴 農業ひとすじ30年。農業を通じて,地元の子どもたちとの触れ合いを大事にしている。

人権擁護委員Dさん

経歴 元保育士。地元中学校のPTA役員を経て,地域の青少年育成のために積極的なボランティア活動を行っている。

人権擁護委員は,法務大臣から委嘱された民間の人たちです。地域の皆さんから人権相談を受け,問題解決のお手伝いをしたり,人権侵害の被害者を救済したり,地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

人権擁護委員の推薦・委嘱

法務大臣が人権擁護委員を委嘱するに当たっては,まず,市町村長が人権擁護委員にふさわしい地域の候補者(人格識見が高く,広く社会の実情に通じ,人権擁護について深い理解のある人)を選び,議会の意見を聞いた上で法務局(地方法務局)へ推薦します。そして,法務局(地方法務局)で,都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に意見を求めて検討した後,法務大臣が委嘱します。

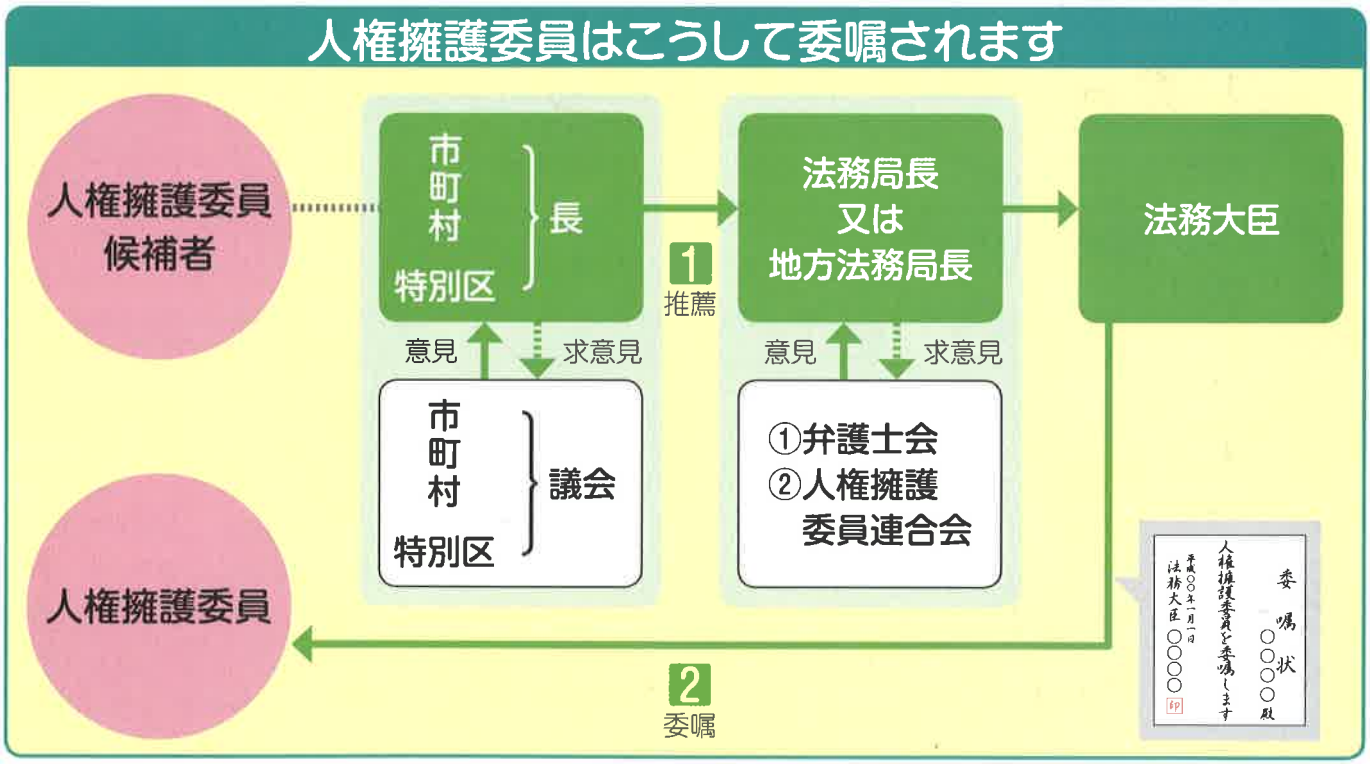

人権擁護委員の皆さんへ～人権擁護活動に携わる自治体職員より～

福岡県 福祉労働部 人権・同和対策局　調整課長 内山孝和

今日の人権擁護活動は,「社会生活」と「私的生活」の両面で対応する必要があると考えています。「社会生活」の中で発生する人権侵害については,関係法令の整備に伴う様々な相談機関の設置など,解決に向けた体制が徐々に整いつつあります。

一方,「私的生活」の中で発生する人権侵害は,家庭という「障壁(バリア)」によって行政では容易に発見できない状況があります。この見えにくい人権侵害を発見する主役は,「障壁(バリア)」の中の声が届く「住民」であり,人権擁護委員の皆さんは「住民」に最も近い所で活動されています。

私たち自治体職員は,委員の皆さんと連携・協働して,地域における「人権のアンテナ」づくり,人権侵害を許さない社会づくりを目指したいと考えています。

人権擁護委員の
活動と役割1

人権相談

人権擁護委員は,地域の皆さんからの人権に関する相談に応じる「あなたの街の相談パートナー」です。相談は無料で,相談内容についての秘密は厳守されます。

人権擁護委員は,このような人権相談に応じています

- いじめ,体罰を受けた
- 暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた
- 名誉毀損,プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された

など

様々な相談方法があります

- 面接
  - 常設相談所　(法務局・地方法務局又はその支局)
  - 特設相談所　(市町村役場,デパート,社会福祉施設等で随時開設)
- 電話
  - みんなの人権１１０番

ゼロゼロみんなのひゃくとおばん
０５７０-００３-１１０

  - 子どもの人権１１０番（通話料無料）

ぜろぜろななのひゃくとおばん
０１２０-００７-１１０

  - 女性の人権ホットライン

ゼロナナゼロのハートライン
０５７０-０７０-８１０

- インターネット人権相談
- 子どもの人権SOSミニレター

悩める人の心に寄り添う「人権相談」

香川県人権擁護委員連合会　蓮井孝夫

私は,人権擁護委員になって本当に良かったと心から思っています。自分の人権だけでなく,悩める人の心の相談に関われるからです。人権相談の時,心掛けていることがあります。相手の話す言葉をしっかり聴くことと,話す言葉の向こうにある心の言葉を聴くことです。人は自分の意識にあることは言葉にできますが,意識に上ってこない悩みは表現できません。そのことを読み取ることです。読み取ったことを,言葉のボールとして,そっと投げ返すと,悩める人には新しい気付きが生まれます。さらに心掛けていることは,話す事実関係も大切ですが,感情(怒り・悲しみ・苦しみ等)を受容することです。そのことで多くの人は心を癒されます。相談で解決方法を助言・援助する場合がありますが,心に寄り添って,共に考えて,悩める人が自分で解決策を見い出せたらいいと思って受話器を耳に当てています。隣人愛の心を大切にしたいです。それが「人権」でしょうか。

電話による人権相談に対応する蓮井委員

子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい,勇気がいるなどといった,子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配付しています。相談したい内容を書いた手紙(切手不要)をポストに投函すると,最寄りの法務局・地方法務局に届きます。人権擁護委員は,届いた手紙から子どもたちの想いを読み取って返事を書くなど,子どもたちの心に寄り添い,事案に応じて,子どもたちの声を救済に結び付ける取組を行っています。

子どもの人権SOSミニレター(表)

(裏)

●社会福祉施設での人権啓発と人権相談所開設

社会福祉施設内における人権の問題が大きくクローズアップされている中,人権擁護委員が,入所者はもちろん,施設長などの施設側職員も交えて,人権尊重の重要性を伝えるとともに,特設人権相談所を開設し,様々な相談に応じています。

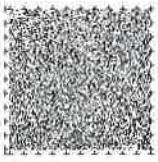

社会福祉施設における人権啓発

人権擁護委員の

活動と役割2

人権侵害の被害者の救済

全国の法務局・地方法務局では,「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受けて,救済手続を開始します。人権擁護委員は,法務局の職員と協力して,人権侵犯事件の調査,処理に当たります。また,調査の途中で,当事者の主張や利害を調整し,事案の円満な解決を図ることも行います。

被害者救済の流れ

人権相談・被害の申告 → 法務省の人権擁護機関 → 調査 → 侵犯事実を認定 → 救済のための措置 → アフターケア 処理結果通知

いろいろな措置があります。人権尊重のための啓発も行います。

調査 → 認定できない場合もあります。

人権擁護委員が関与した人権侵犯事件の具体例

❶ 学校におけるいじめ事案

通学する小学校でいじめを受けている女子児童から相談があった事案です。

法務局職員と人権擁護委員は学校側に対して,いじめ防止に向けた具体的対策を講じるよう働きかけるとともに,女子児童の両親と学校の信頼回復のため,協議の場を設けました。

また,同学校に人権擁護委員が出向き,児童に対し,人を思いやる心の大切さを理解してもらう人権教室を開催しました。

❷ 妹に対する性的虐待事案

女子児童から,自宅で兄に性的虐待を受けている旨のSOSミニレターが送られてきた事案です。

法務局職員が,児童相談所や学校側と対応を協議し,また,人権擁護委員が,女子児童と面談し,被害状況を聴取するとともに,一時保護に関する意思確認を行うなどした結果,SOSミニレター受領の3日後に,児童相談所に女子児童を一時保護させることができました。

❸ 妻に対するDV事案

夫から暴力を受け,子どもとともに着の身着のまま家を出たという相談があった事案です。

人権擁護委員は直ちに被害者と面談し,救急病院での受診や警察への通報,当日の宿泊場所の確保等について助言・紹介を行いました。

また,相談者の生活保護や市営住宅入居申請に人権擁護委員が付き添い,生活基盤の構築を図りました。

コラム

人権相談を強化する取組

【ポスター】子どもの人権110番強化週間

【ポスター】女性の人権ホットライン強化週間

【ポスター】高齢者・障害者の人権あんしん相談強化週間

様々な人権問題の解決を図るための取組を強化するため,平日の相談時間を延長し,また土日も相談に応じる全国一斉の「強化週間」の実施や,全国一斉の「特設相談所」を開設しています。

- 「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」強化週間
- 「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間
- 全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所

人権擁護委員の
活動と役割3

人権啓発活動

人権擁護委員は,各地域において,住民一人一人の人権意識を高め,人権について理解を深めてもらうためにアイデアに富んだ様々な啓発活動を行っています。

❶ 人権週間

国際連合の第５回総会で,世界人権宣言が採択された日(昭和23年12月10日)にちなんで,12月10日を「人権デー」と定めました。

我が国では,昭和24年から,12月４日から10日までの１週間を「人権週間」と定め,その期間中,人権擁護委員は法務局と共にシンポジウムや講演会,映画会等を開催するなどして,広く国民の皆さんに人権尊重の大切さを呼び掛けています。

「人権週間」における街頭啓発

❷ 人権の花運動

人権擁護委員が地元の小学校などに出向いて配布した花の種子や球根などを,子どもたちが協力し合って育てることを通じて,「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重思想をはぐくみ,情操を豊かなものにすることを目的としています。

人権の花運動の模様

❸ 人権教室

主に小・中学生などを対象に,人権の花運動における学校訪問や総合的な学習の時間などの機会に,人権擁護委員が,啓発ビデオ,冊子「種をまこう」や手作りの紙芝居などを使用して,思いやりの大切さなどを伝えています。

人権啓発冊子
「種をまこう」(中学生版)

人権啓発冊子
「種をまこう」(小学生版)

伝えたい思い　響き合う心

茨城県人権擁護委員連合会　　平島則子

「本当のヒーローって,強いだけじゃなくて,心の優しい人なんだよね,おばさん!」

小学校低学年や幼稚園児など,幼い子どもたちに「人権」のお話と言っても,それはなかなか難しい。私たち人権擁護委員は,子どもたちの前に立つ時,「人権」の本質的な問題と向き合わなければならない。

あなた自身がかけがえのない存在であること。そして,あなたの隣にいるお友達もあなたと同じ『心』を持っていること。見えない『心』を想像してみること・・・。

私たちが伝えようとしているのは,人としての在り方の根源に関わることである。話をする私を見つめる澄んだ視線は,深く私の心の奥底に届き,子どもたちと私と,互いの思いが響き合う。「ぼく,勇気がわいてきたよ。」「私もあの子に声をかけてみるね。」　人権擁護委員として活動する有り難さを実感するひと時である。

冊子「種をまこう」を活用して人権教室を行う平島委員

❹ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が，人権問題についての作文を書くことを通じ，豊かな人権感覚を身に付けることを目的として，昭和56年度から実施しています。

人権作文
コンテスト
入賞作文集

表彰式の模様

❺ 高校や大学での女性の人権に関する講座の実施

女性の人権に関する講座を開き，デートDVを始めとするドメスティック・バイオレンスがいかに重大な人権問題であるかについて，学生と一緒に学んでいます。

デートDV講座

❻ 地元企業の人権研修での講演

企業内の人権の研修で講師の派遣依頼を受け，企業に求められている社会的責任や男女共同参画の意義などに触れながら，人権尊重の重要性について講演しています。

地元企業での研修風景

❼ 東日本大震災の被災者に向けた特設相談所の開設

東日本大震災の被災地や各地方の避難所等において特設相談所を開設するほか，仮設住宅を戸別訪問し，相談に応じるなど，被災者の方々に向けた人権相談活動に積極的に取り組んでいます。

仮設住宅の戸別訪問

東日本大震災後の避難所において

宮城県人権擁護委員連合会　清水かほる

東日本大震災が発生した２か月後，避難所において特設相談所が開設されることになった。私も２日間参加し，４か所の避難所を担当した。避難所には小・中学校の体育館等が充てられていた。仕切りのない体育館では，食料品，衛生用品等の支援物資の横に人々は疲れ切った表情で，畳んだ布団に寄りかかるように座りこんでいた。机が並べられ，相談が始まったが，人権相談には誰も来なかった。被災者の気持ちを考えると一瞬ひるんだが，意を決して座りこんでいる人達の間を，人権相談窓口のチラシを手に回った。いらだちをぶつけ「いらない」と怒鳴る人もいたが，津波で流され，その時の恐怖とこれからの不安を話してくれる人も多くいた。相手に寄り添うことの大切さを知ることになった。

仮設住宅に移り住んだ方々を今，戸別に訪問すると「ありがとう」の声に力を得て，「また来ます」と答える私がいる。人権擁護委員が必要とされるのは，これからなのかもしれない。

被災地復興イベントで人権啓発活動を行う
清水委員（左から2番目）

人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです

いじめ,差別,虐待,
セクハラ,配偶者やパートナーからの暴力,
近隣間の騒音など

ひとりで悩まずご相談ください

人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

みんなの人権110番
0570-003-110
（ゼロ ゼロ みんな の ひゃく とお ばん）

子どもの人権110番（通話料無料）
0120-007-110
（ぜろ ぜろ なな の ひゃく とお ばん）

女性の人権ホットライン
0570-070-810
（ゼロ ナナ ゼロ の ハートライン）

インターネット人権相談受付窓口

パソコン
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

携帯電話
https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html

インターネット人権相談　検索

コラム　人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された６月１日を「人権擁護委員の日」と定め，人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに，人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

毎年６月１日前後に全国各地の公共施設，デパートなどにおいて特設相談所を開設しています。

「人権擁護委員の日」における街頭啓発

【ポスター】
人権擁護委員制度

人権擁護委員のき章

人権擁護委員は，その職務を行う時，必ずき章（バッジ）を着けています。

き章（バッジ）のデザインは，外枠が「かたばみ」の葉で，中が菊型の「人」の字です。このデザインには，地を這って広がる「かたばみ」のように，人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。

き章

かたばみ

人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は，印刷用の紙へリサイクルできます。

憲法を学ぶ市民のつどい

5月1日～7日は憲法週間です。

この機会に「憲法」について一緒に考えてみましょう。

「憲法をめぐる議論には，東京などの大都市の視線を前提としたものが，多く見受けられます。しかし，各地域の諸事情を踏まえると，また違った憲法論が見えてきます。現代社会で起きている様々な地域問題への対処方法を考えるうえでも，地域の視点から再度，憲法を見つめ直してみませんか」

と　　き　平成 30 年 5 月 2 日(水)18 時 30分～20 時 00 分

ところ　中央公民館2階中講堂(円一町二丁目)

演　　題　「地域から考える憲法」

講　　演　広島大学大学院法務研究科

教授　新井（あらい）　誠（まこと）さん

定　　員　150人(先着順)

入場無料
申し込み不要
直接会場へ
お越しください。

～プロフィール～

1972 年，群馬県生まれ。慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学，博士。
2010 年，広島大学大学院法務研究科准教授，2011 年から現職。専門は憲法学。

主　　催　三原市，三原市教育委員会

問い合わせ先　人権推進課　TEL0848(67)6044

「三原市登録業者等人権問題研修会」
開催のお知らせ

１　目　的：市民一人ひとりの人権が尊重され，すべての市民がいきいきと生活できるまちづくりの実現を目的に「三原市登録業者等人権問題研修会」を開催します。
市民の方の聴講も可能です。ぜひ，ご参加ください！

２　と　き：平成３０年１０月３日（水）
１４：００～１５：３０

３　ところ：リージョンプラザ文化ホール
（三原市円一町二丁目１番１号）

４　演　題：「企業と人権
～最近の差別事件から企業の人権取り組みを考える～」

５　講　師：大阪企業人権協議会サポートセンター
専任講師　金井　敬三（かない　けいぞう）さん

６　定　員：４００人
（主に企業関係者に参加案内をしていますが，当日先着順です。）

７　入場料：無料　申し込みは不要です。直接会場へお越しください。
※駐車場は，近隣の市営円一町駐車場を御利用ください。駐車券２時間無料の手続きができます。

８　主　催：三原市

【問い合わせ先】
三原市生活環境部人権推進課
電話：0848-67-6044
担当：梶迫，大森

平成30年度　人権相談員活動状況

相談員氏名	活動内容	相談指導						合計（件数）
		①生活の問題	②健康の問題	③教育・育児	④就業	⑤人権	⑥その他	
相談員A（本庁）	来訪	73	0	0	1	2	4	80
	訪問	0	0	0	0	0	0	0
	電話	6	0	0	2	0	2	10
	計	79	0	0	3	2	6	90
相談員B（三原C）	来訪	1	2	0	0	2	1	6
	訪問	36	116	4	4	0	28	188
	電話	3	20	0	0	0	5	28
	計	40	138	4	4	2	34	222
相談員C（本郷C）	来訪	17	7	0	0	1	1	26
	訪問	111	52	0	3	0	38	204
	電話	7	4	0	0	0	4	15
	計	135	63	0	3	1	43	245
相談員D（本郷C）	来訪	18	8	2	0	1	0	29
	訪問	106	69	5	0	2	38	220
	電話	5	2	2	0	1	13	23
	計	129	79	9	0	4	51	272
相談員E（大和C）	来訪	9	5	1	0	2	3	20
	訪問	90	93	5	0	6	23	217
	電話	45	21	0	0	0	0	66
	計	144	119	6	0	8	26	303
計	来訪	118	22	3	1	8	9	161
	訪問	343	330	14	7	8	127	829
	電話	66	47	2	2	1	24	142
	計	527	399	19	10	17	160	1,132

平成 30 年度　人権相談員ケース会議内容

〇会議の目的

相談事例の共有化を図ると同時に，今後の個々の相談事業に活かしていく。

人権相談員のスキルアップや相談ノウハウの習熟のために研修（伝達研修等）を実施する。（年６回，原則偶数月に開催）

〇研修内容（毎回相談事例の共有化は実施）

4/23　研修

講義：「悩み相談についての対応方法」

～三原市職員人権問題研修会（中堅職員対象）より～

講師：三原市人権啓発指導員　橋本，山口

6/29　研修

講義：「障害者差別解消法について」

講師：三原市社会福祉課 障害者福祉係長　中岡

8/28　研修

講義：「地域で支えよう　高齢者の見守り」

講師：三原市社会福祉協議会　地域福祉課係長　吉川

10/25　研修［伝達研修］

2018 年度中国ブロック隣保館連絡協議会スキルアップ研修会での講演

講義：「部落差別解消推進法の成立とヘイトスピーチとしてのインターネット上での『全国部落差別調査・復刻版』掲載」

講師：龍谷大学大学院　教授　金 尚均

12/25　研修［伝達研修］

平成 28 年度クレーム対応ダイジェスト研修の受講について

3/11　研修［伝達研修］

第 55 回全国隣保館職員中国ブロック研修会（2018.11.22　岡山市）

第２分科会：分科会のねらい（考え・発見する隣保館）

表題　「ＤＶ被害を受けていた外国人母子の自立支援」

事例発表者　坂本真理子（鳥取市高草人権福祉センター

藤本千里（鳥取市中央人権福祉センター）